

定期点検等及び保守業務委託 個別仕様書

- 1件名：市川市クリーンセンター灰汚水槽等清掃業務委託
- 2委託場所：市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
＜注：＊ 施行場所が2箇所以上になる場合は下記欄に明示のこと/または「別紙-対象施設一覧表」による＞
- 3委託期間：令和 8年 8月 27日～令和 9年 3月 12日
- 4業務仕様：
(1)本仕様書に記載されていない事項は、『市川市 建築保全業務委託共通仕様書』（以下『共通仕様書』という。）による。
(2)電気工作物の保安業務に係る事項は「保安規程」による。
(3)本仕様は■印の付いたものを適用する。
- 5業務条件他個別事項 該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	対象業務区分/設備名	□: 運転・監視及び日常点検・保守	■: 定期点検等及び保守
	建築		
	外部及び内部用自動ドア		□:
	電気設備		
	1 電灯・動力設備	□:	□:
	2 受変電設備	□:	□:
	3 自家発電設備	□:	□:
	4 直流電源設備	□:	□:
	5 交流無停電電源設備	□:	□:
	6 太陽光発電設備	□:	□:
	7 風力発電設備	□:	□:
	8 通信・情報設備	□:	□:
	9 外灯	□:	□:
	10 航空障害灯	□:	□:
	11 雷保護設備	□:	□:
	12 構内配電線路・通信線路	□:	□:
	機械設備		
	1 温熱源機器	□:	□:
	2 冷熱源機器	□:	□:
	3 空気調和等関連機器	□:	□:
	4 給排水衛生機器	□:	□:
	5 ダクト及び配管		□:
	6 水質管理		□:
	7 浄化槽	□:	□:
	8 井戸		□:
	9 雨水利用設備		□:
	10 その他の機械設備	□:	■: 灰汚水槽等
	監視制御装置		
	1 中央監視制御装置	□:	□:
	2 自動制御装置		□:

該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	搬送設備						
	1 昇降機	□:	□:				
	2 機械式駐車設備		□:				
	防災設備						
	1 消防用設備等		□:				
	2 建築基準法関係防災設備		□:				
	執務環境測定						
	1 空気環境測定		□:				
2 照度測定		□:					
3 吹付けアスベスト等の点検		□:					
2)	施設(設備) 関係図面、資	■: 有り 詳細は、14) 添付書類による □: 無し					
3)	点検の範囲						
	(1) 対象部分	■: 詳細は、15) その他特記による					
	(2) 数量						
	(3) 点検回数						
	(4) 点検項目・ 内容	複数選択可(共通以外の場合は、「設備(機器)リスト」の当該機器欄に特記のこと) □: 共通仕様 各関連共通仕様書の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 □: 周期-I 標準的な点検周期 □: 周期-II 対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 □: 製造者標準仕様 別紙 機器取扱い説明書による ■: 別途指定有り 詳細は、15) その他特記による					
4)	支給材料等	□: 有り 添付「支給材料 リスト」による ■: 無し					
5)	貸与資料 (または閲覧) ・諸官庁提出書類控 ・工事業者関連簿 ・設備関連 ・点検・検査関連簿 ・図面類 ・管理資料 ・その他	■: 有り 下記による (* 印については個別仕様書に添付必須図書類 添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)					
		□:	・官公署関係届出書	□:	・許認可書類	□:	・自家用電気工作物保安規程
		□:	・緊急連絡先一覧表	□:	・工事関係者一覧表	□:	
		□:	* ・設備機器台帳 (「設備(機器)リスト」)	□:	・備品、予備品一覧表	□:	・什器備品一覧表
		□:	・エネルギー消費記録	□:	・検針(課金)記録	□:	・事故・修繕・更新記録
		□:	・空気環境測定記録	□:	・受変電設備自主検査記録	□:	・定期自主検査記録
		□:	・特殊建築物調査記録	□:	・建築設備定期検査記録	□:	・消防設備点検結果報告書
		□:	・エレベーター定期検査記録	□:	・煤塵濃度測定記録	□:	・当該設備点検結果報告書
		■:	* ・「対象施設位置図」	□:	* ・「設備フロー(系統)図」	■:	* ・「機器配置図」
		□:	・竣工図	□:	・竣工図の第二原図	□:	・各種施工図
		□:	* ・機器図(完成図)	□:	・試験成績書	□:	・取扱説明書
		□:	・カタログ	□:	・建物維持管理のしおり	□:	・保証書
		□:	・設計意図伝達書	□:	・保守契約リスト	□:	
		□:	・台帳類	□:	・計画・報告書類	□:	・作業日誌類
		□:	・点検記録類	□:	・施設管理担当者との打合せ記録類	□:	
		□: 無し					

6)

業務条件:業務実施日時
の指定

■:有り

・(有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること)

■:定期点検等及び保守

□:実施日は→

□:添付「工程表」による

□:添付「設備(機器)リスト」による

■:実施日は別途協議

□:運転・監視及び日常点検・保守

平日 (開庁日:月～金(祝祭日は除く))

休日 (開庁日:土・日及び祝祭日、年末年始(12月/ 日～1月/ 日))

業務を要する日

□:土曜日

□:日曜日

□:祝祭日

□:年末年始(12月/ 日～1月/ 日)

昼間	夜間
8:00 ~ 12:30	: ~ :

昼間	夜間
: ~ :	: ~ :

昼間	夜間
: ~ :	: ~ :
: ~ :	: ~ :
: ~ :	: ~ :

□:無し

7)

法定資格者他

■:有り

□:第 種電気主任技術者

□:第 種 類 危険物取扱者

□:省エネルギー管理員

□:電気通信主任技術者

■:第2種酸素欠乏危険作業主任者

□:第 種冷凍保安責任者

□:建築物環境衛生管理技術者

□:第 種電気工事士

□:消防設備士

■:その他作業に必要な資格者

□: 級ボイラ技師

□:省エネルギー管理士()

□:第 種圧力容器取扱作業主任者

□:貯水槽清掃作業監督者

□:無し

8)

火気使用

□:条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要)

■:不可

9)

本業務に密接
に関連する別
契約業務有
無

□:有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること)

■:無し

10)

廃棄物の処理等
(発生材の保管
場所、集積場所)

■:有り

□:無し

15)その他特記による

11)

居室等の
利用

■:可

□:否

・次の居室等は、利用可(車庫棟休憩室)

12)

駐車場の
利用

■:可

□:否

13)

付属書類

■:市川市 建築保全業務委託共通仕様書

□:

□:

3/5

該当箇所を□→■にマーキングのこと

14)	添付書類	施設（設備）関係図面、資料 (個別仕様書に添付必須図面類 * 印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと) 名 称 Ref.No. □: 「対象施設一覧表」(複数の場合) ■: 「対象施設位置図」* □: 「設備フロー〈系統〉図」* ■: 「機器配置図」* □: 「設備(機器)リスト」 □: 「機器図」* □: 「工程表」 □: 「保安規程」 □: 執務環境測定業務リスト □: 「支給材料 リスト」 □: 「廃棄物保管、集積場所位置図」 その他 □: 「定期点検項目」 ■: 「着手届」 ■: 「完了届」
-----	------	--

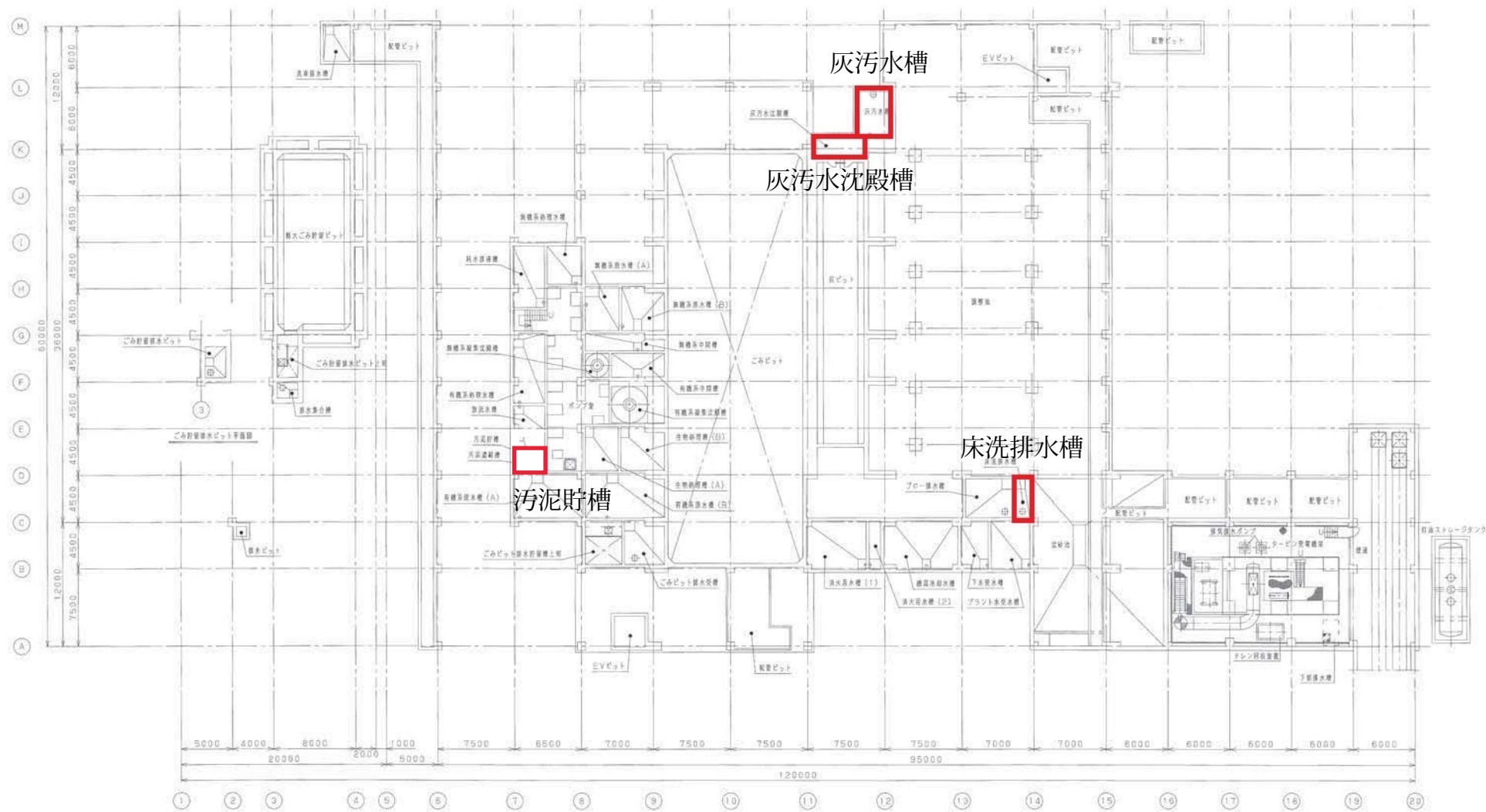
15)	その他特記	1. 業務の目的 市川市（以下「委託者」という。）の指定する灰汚水槽等の内部清掃を受託者が行うことにより、施設の正常な運転を確保することを目的とする。 2. 業務の内容 ① 受託者は、指定する灰汚水槽等内の堆積汚泥等を除去し、高圧洗浄清掃を行う。 ② 受託者は、除去した汚泥及び汚水は当クリーンセンター内の灰ピットに排出する。 ③ 灰沈殿槽の蓋(1枚約100kg)は、ユニック車等を用いて外すこと。 ④ 汚泥等を除去する際は、吸引車等を用いて除去すること。 ⑤ 高圧洗浄の際は、高圧洗浄車を用いること。 ⑥ 作業前に現地にて各槽と車両の位置関係を把握し、機材等の準備を行うこと。 3. 指定汚水槽等及び清掃回数 ① 指定汚水槽等 灰汚水沈殿槽：図面 No.2 灰汚水槽：図面 No.2 床洗排水槽：図面 No.2 汚泥貯槽：図面No.2 ② 清掃回数 委託者が指示した日とする。 灰汚水沈殿槽 2回／年 灰汚水槽 2回／年 床洗排水槽 1回／年 汚泥貯槽 1回／年 ③ 各槽の規模 灰汚水沈殿槽 (W4.5m×D2.0m×H8.1m 72.9m³) 汚泥量 概ね 7m³ 灰汚水槽 (W3.2m×D4.3m×H8.1m 111.45m³) 汚泥量 概ね 11m³ 床洗排水槽 (W1.5m×D3.7m×H3.5m 19.42m³) 除去汚泥量 概ね 3m³ 汚泥貯槽 (W3.0m×D3.7m×H4.0m 44.4m³) 除去汚泥量 概ね 5m³ 4. 使用機材等 本業務委託で使用する機材等は受託者において負担するものとする。
-----	-------	--

	5. 安全管理 ① 作業に際しては、ヘルメット及び安全帯等保護具を使用し、安全管理を行うこと。 ② 本業務委託は、酸素欠乏危険作業に該当することから、受託者は第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任し、また、一酸化炭素中毒予防に関する知識を有する者の中から作業責任者を選任し、関係法令を遵守すること。 ③ 受託者は、作業前及び作業中は、酸素濃度・硫化水素等のガスを連続測定し、安全確認を行うこと。また、必要に応じて給排気換気を行うこと。 ④ 受託者は、作業に当たってはエアラインマスク(面体)を使用し、また、救命用具等を備えること。 ⑤ 灰汚水沈殿槽へ入る際に5m以上の突子付きの縄梯子等、安全に槽内へ立ち入ることが出来る用具を用いること。 ⑥ 受託者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を救出する場合、空気呼吸器等を使用すること。 ⑦ 受託者は、作業員に対して酸欠作業に関する安全教育を十分に行うこと。 ⑧ 受託者は、施設及び設備の危険性および機構、機能を十分確認したうえで業務に携わること。 ⑨ 受託者は、自然換気が不十分なところでは内燃機関を有する機械を使用しないこと。(内燃機関の排気をダクトを通じて外部に放出する場合は除く) ⑩ 受託者は、災害及び公害等の事故が発生もしくはその恐れがあると感じた場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を施設管理担当者に報告すること。 ⑪ 受託者は、使用する保護具、計器及び工具等は事前点検のうえ、正常であることを確認して作業員の安全を確保できる体制を整備すること。 ⑫ 受託者は、作業により周囲に危険や損害を及ぼす恐れのある時は、万全な安全措置を講ずるとともに、必要に応じて監視人を置くなどして、安全確保に努めること。また、作業範囲内への関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講じること。 6. 提出書類 受託者は業務の着手・実施及び完了に当たって次の書類を提出すること。 ① 業務計画書:実施体制、緊急時の体制、全体工程、資格者名簿(酸素欠乏危険作業主任者が明記されたもの)、資格者証の写しを業務実施前に提出すること。 ② 作業計画書:業務実施前に提出すること。 ③ 着 手 届 ④ 業務報告書:業務の記録、打合せ議事録、業務日報(業務実施日・時間帯、従事者名等)、業務状況報告書(経過報告)、業務記録写真(使用機材、酸欠等の測定状況、撮影年月日が鮮明なもの、業務状況確認できるもの)、各種試験・検査報告書(酸欠・有害ガス測定機器の点検検査成績表、機器の検定書の写し等)、その他指示によるものを業務実施後に提出すること。 ⑤ 完 了 届:業務委託期間の最終日までに提出すること。 ⑥ 提出書類はA4版とすること。 7. その他 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方において別途協議することとする。
--	---



※道路形体・配置等は参考とし、現況は最新地図等にて確認すること。

件 名	市川市クリーンセンター 灰汚水槽等清掃業務委託	設 計 部課名	環境部 クリーンセンター	作図年月	令和2年1月
				縮 尺	NO SCALE
施行場所	市川市田尻1003番地	図面種別	対象施設位置図	図面番号	Ref. No. 1



機器配置図

着手屈

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏 名 印

下記のとおり業務に着手したので、届出をします。

1. 件 名

市川市クリーンセンター灰汚水槽等清掃業務委託

- ## 2. 施行(納入)場所

市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター

3. 契約年月日

令和 年 月 日

- #### 4. 委託金額

四

- ## 5. 委託期間

令和 8 年 8 月 27 日 から

令和 9 年 3 月 12 日 まで

6. 着手年月日

令和 年 月 日

完了届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 件名
市川市クリーンセンター灰汚水槽等清掃業務委託
2. 施行(納入)場所
市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
3. 契約年月日
令和 年 月 日
4. 委託金額
円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)
5. 委託期間
令和 8 年 8 月 27 日 から
令和 9 年 3 月 12 日 まで
6. 完了年月日
令和 年 月 日

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和 5 年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和 5 年 1 1 月 8 日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。